

議案第 8 5 号	三田市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
こども支援課	職業能力開発促進法の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 職業能力開発法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>《主な改正内容》 ※就労支援</p> <p>(1) 基本理念 労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に則して自発的な職業能力の開発及び向上に努めることとした。(第 3 条の 3 関係)</p> <p>(2) 職務経歴等記録書の普及 国は、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職務能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする職務経歴等記録書の様式を定め、その普及に努めなければならないこととした。また、国は、その様式を定めるに当たっては、青少年の職業生活設計に則した自発的な職業能力の開発及び向上が促進されるように、その特性にも配慮することとした (第 15 条の 4 関係)。</p> </div> <p>【改正内容】 保育の必要性の認定基準 (第 2 条第 7 号イ) 【現行】 職業能力開発促進法第 15 条の 6 第 3 項 【改正】 職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項 ※第 15 条の 4 創設に伴う条ずれ</p> <p>【施行期日】 公布の日 (法は平成 27 年 10 月 1 日施行)</p>